

アーク溶接等業務特別教育のご案内  
(学科のみ)

標記特別教育を下記のとおり実施いたしますので、この機会に是非受講いただきたく、ご案内申し上げます。

## 記

## 1 日時・会場

| 回 | 講習日                     | 時間                             | 会場                             | 受付開始  | 申込期間                       |
|---|-------------------------|--------------------------------|--------------------------------|-------|----------------------------|
| 1 | 令和7年6月5日(木)<br>6日(金)    | 学科<br>8:30~16:55<br>8:30~12:45 | 大分県労働基準協会<br>(由布市挾間町三船415番地12) | 8:10~ | 4月14日(月)<br>~<br>5月16日(金)  |
| 2 | 令和7年11月18日(火)<br>19日(水) | 学科<br>8:30~16:55<br>8:30~12:45 | 大分県労働基準協会<br>(由布市挾間町三船415番地12) | 8:10~ | 9月25日(木)<br>~<br>10月24日(金) |

※ 遅刻、早退、一時外出等により法令に定められた講習時間を受講できない場合には、修了証の交付はできません。  
遅刻した場合、受講をお断りすることがありますので、時間に余裕をもってお越しいただきますようお願いいたします。

## 2 受講料等(税込)

| 区分  | 受講料     | テキスト代  | 合計      |
|-----|---------|--------|---------|
| 会員  | 10,400円 | 1,210円 | 11,610円 |
| 非会員 | 13,400円 | 1,210円 | 14,610円 |

合計と修了証発  
送手数料を合  
わせてお支  
払いください。

修了証発  
送手数料

◎1事業所につき500円

【個人の方は一人500円】

## 3 定員 70名(定員に達し次第締め切らせていただきます)

## 4 申込手続(電話で空き状況をご確認後、お申込みください。)

|                  |  |
|------------------|--|
| 申込先              | 〒870-0015 大分市新川西1-7-34 板井ビル2階<br>(一社)大分県労働基準協会 大分支部<br>TEL:097-534-7430 FAX:097-594-5110 E-mail:oita-b@oita-roukikyo.or.jp   |
| 申込書提出先<br>本人確認書類 | ・所定の受講申込書を、大分支部までご送付またはご持参ください。受講申込書は、大分県労働基準協会ホームページから取得できます。(http://www.oita-roukikyo.or.jp) また、支部にもございます。<br>・当協会での受講が初めての方は、氏名・生年月日の確認ができる本人確認書類(運転免許証等の公的書類)の写しを添付してください。 |
| 受講料等<br>支払先      | ・講習開始10日前までに、 <b>受講料・テキスト代・修了証発<br/>送手数料の合計</b> を銀行振込または大分支部窓口にてお支払いください。<br><b>振込先:大分銀行本店 普通 3187761 名義:(社)大分県労働基準協会大分支部</b>  |
| 修了証送付<br>について    | ・修了証は <b>事業主宛</b> に、後日、簡易書留で郵送します。会社の住所・会社名(個人受講の場合は、個人宛)を記入した <b>定型郵便封筒(長3サイズ以下)</b> を添えてお申込みください。 <b>(切手貼付不要)</b><br>・交付までには10~14日前後かかります。                                   |

## 5 その他

- ① 受講者が少人数の場合や天候等の事情により、講習を中止、延期、時間の変更等を行うことがあります。
- ② 納入された受講料等は原則として払い戻しいたしませんので、ご了承ください。
- ③ 建設事業主に対する助成金(人材開発支援助成金)制度をご利用の方は、受講申込書の助成金欄に○を記入してください。(講習開始7日前までに、助成金センターへの計画届等の提出が必要です。)
- ④ 事業者が10時間以上の規定実技教育を実施した際、その旨を修了証(裏面)に追記していただき、労働安全衛生法第59条第3項の特別教育を完了したことになります。